仕　様　書

1，件名　　大和高田市教育 ICT 環境整備

2，品名及び数量　　別紙「仕様明細書」による

3，納入場所　　別紙「仕様明細書」による

4，納入期限　　平成２８年3月３１日
（ただし、校務用サーバー及び教育用ネットワーク関係は、平成２７年8月３１日）

5，基本仕様

⑴ 各機器については、別紙仕様明細書と同等又はそれ以上の性能を有すること。ただし、ソフトウェア等品名の指定されているものについては、記載のものとする。
⑵ 複数量の納入を求めている製品については、同一メーカー製且つ同一型番の製品を納入すること。
⑶ 各ソフトウェアは、アカデミックライセンス等、教育機関向けライセンスで用意すること。アカデミックライセンスの設定がないソフトウェアは、一般向けライセンスでよい。
⑷ ソフトウェアは、指定品を除き納入時点で最新バージョンの日本語版であること。
⑸ サーバー及びパソコン本体は、同一メーカー製とする。また、導入後の保守性を鑑み奈良県下にメーカー直系の保守会社の拠点がある国内メーカー製であること。ただし、別件で調達されるパソコンは、これに含まない。
⑹ サーバーやパソコンに内蔵する実装するメモリ、インタフェースボード、内蔵ドライブ等の機器は、すべてメーカー純正品であること。
⑺ サーバー本体は、メーカーがサーバー又はストレージ専用モデルとして出荷している製品であること。
⑻ ICT 活用教育支援ソフトウェアについて、仕様を満たすことを示すメーカーの機能証明書を提出すること。また、別紙仕様明細書に参考品名の記載がある製品を、参考品以外で提案する場合も同様とする。

6，システムの概要

⑴ 校内のネットワークは、情報セキュリティを確保するため教育用（児童・生徒用）ネットワークと校務用（教職員用）ネットワークを VLAN により分割している。
⑵ 教育用ネットワークにはコンピュータ室、普通教室及び特別教室（理科室、音楽室等）が、校務用ネットワークには職員室、校長室、保健室及び事務室が、それぞれ含まれる。また、空き教室については使用用途により分類する。
⑶ 既設のルータを高度なセキュリティ装置に置き換え、情報セキュリティを向上させる。教育用ネットワークから校務用ネットワークへ干渉しないように通信の制御を強化する。
⑷ 安全にインターネットを利用するために、ウイルス対策ソフトや Web コンテンツフィルタリングを導入する。
⑸ コンピュータ室には、教育用サーバーやパソコン、プリンタを導入する。併せて、授業支援のための教師用パソコンから児童及び生徒（以下「生徒等」）用パソコンを制御できる機能、生徒等用パソコンは再起動することにより設定ポイントまで自動復元機能を有する。また、個別又はグループでの作品づくりや調べ学習の利用を促進するための教育用統合ソフトウェア、デジタル教材を大きく映して操作することで一斉に学習できる環境を実現するための電子黒板を導入する。
⑹ 普通教室で利用するタブレット型パソコンや無線 LAN アクセスポイント等を導入する。併せて、普通教室での ICT 活用を向上させるため、電子黒板と書画カメラを導入し、実物やデジタル教材を提示でき、提示画面上に描画等の操作ができる環境を整備する。また、タブレット型パソコンを使いやすくするため普通教室でもコンピュータ室のように利用できる ICT 活用教育支援ソフトウェアを導入する。
⑺ 校務用ネットワークには、校務用サーバー、パソコン、プリンタ及び無線 LAN アクセスポイント等を導入する。これに伴い、予め登録されたパソコン以外はネットワークに接続できない仕組みを導入する。

(8) 校務用サーバーは、教育委員会に設置し、各小学校、各中学校及び各幼稚園（以下「各校」）からはセキュリティ装置を通じて校務用サーバーに接続する。各校からの通信は、それぞれに配置されたネットワークセキュリティ装置によって保護され、外部からの侵入や情報漏洩を防止する。ネットワークセキュリティ装置は、集中管理することにより死活の監視、設定の統一、ログの管理を実現する。
(9) 校務用サーバーは、ユーザー情報や文書の管理、グループウェア、資産管理、ウイルス対策の機能を校務用パソコンに提供する。
(10) 文書の一元管理を行なうことから、データ保護のためバックアップを導入する。増大するデータのバックアップ時間長大化に対応するバックアップ専用ストレージを使用する。
(11) 校務用パソコンからのファイルの持ち出しを安全にするため、暗号化機能、ウイルス対策機能及びコピー制限機能の搭載された USB メモリを導入する。
(12) 保護者等への情報提供を目的に、従来のホームページに加えて日々の生徒等の活動や学校の状況等を手軽に発信できる仕組みとしてホームページ作成管理システムを導入する。また、現地で直接指導を行う ICT サポーターサービスを導入する。ただし、支援範囲については、ホームページ作成管理支援以外にも教育用統合ソフトウェア等を利用した授業支援、Excel、Word 等を含む校務用ソフトの利用支援等、学校内における ICT 利用全般とする。
(13) 本件では、以上の環境を整備し、学校での ICT 活用を支援することを目的としており、本調達はこれらの実現に係る作業全般を委託するものである。

7，機器の搬入及びセットアップ等

(1) 搬入設置、配線、環境設定、操作説明会等に係る費用及び本仕様書に記載のないものであっても、全てのハードウェア及びソフトウェアを正常に稼働する上で必要があるものは全て納入するものとし、これらすべて費用に含むこと。
(2) 本件で納入する機器は、教育委員会及び各校の指定場所に設置すること。また、教室等に設置された情報コンセントから機器までの配線作業を行い、各ネットワークへの接続確認を行うこと。
(3) 現地への機器の搬入及びセットアップ等の作業の期間は、下記のとおりとする。ただし、詳細の日程は、各校と相談の上運営に支障のないようにすること。
・校務用サーバー（教育委員会設置）　契約日から平成２７年８月３１日まで
・教育用ネットワーク関係（各小中学校設置）　平成２７年７月２１日から平成２７年８月３１日まで
・校務用ネットワーク関係（各校設置）　各校各々の校内ＬＡＮ配線工事終了日の翌日から１ヶ月間
※別途調達を行う校内ＬＡＮ配線工事については、平成２７年８月末終了予定とする。
ただし、工事の進捗状況により前後する可能性あり。
(4) 各校の納入作業日程を記載した表を作成し、教育委員会へ提出すること。教育委員会から説明や日程変更の申し出があった場合は、異議なく受け入れ、再度調整すること。
(5) 現地での作業は原則、祝日を除く月曜日から金曜日の午前９時から午後５時までとする。ただし、現地にてこの時間外での作業を了承された場合はその限りではない。
(6) 納入作業日程に変更が生じた場合は、速やかに教育委員会へ報告すること。
(7) 作業の中で生じた問題については、教育委員会及び各校の指示に従うこと。
(8) 教育委員会より別途指示される設置に関わる作業が発生した場合は、可能な限り実施すること。
(9) 既設の機器を引き取ること。引き取る機器の一覧表は別表のとおりとする。ただし、各校の要望により別表に記載された台数又は種類に変更があった場合、費用の範囲内であれば対応すること。また、引き取り機器の一部を残置する場合は、スタンドアロンで使用できる状態に設定し、各校ごとの残置機器の種類及び台数の一覧表を教育委員会に提出すること。
(10) 各校の既設サーバーをコンピュータ室から撤去後、校務用ネットワークの敷設作業まで日数が開く場合、既設サーバーを一時的に職員室へ移設の上利用できるよう設定すること。この場合、校務用ネットワークの敷設完了後既設サーバーを引き取ること。
(11) 引き取った機器は、情報漏洩防止のため記憶領域の消去又は装置の破壊の上適正に廃棄し、マニフェストを取得すること。また、引き取った機器を適正に処分したことを証明する文書にマニフェストの写しを添付の上教育委員会に提出すること。
(12) 納入時に発生する空き箱等の残材は、受注業者が責任をもって処分すること。
(13) 作業完了後は、清掃すること。その際に必要な清掃用具は、用意すること。

(14)納入機器等には、取扱説明書、保証書等を添付すること。添付品は、各校で保管しやすいようにまとめる等すること。添付品のうち、広告チラシについては、不要のため引取ること。
(15)各機器類の保証書は、まとめて回収し、ユーザー登録等を行った上で管理すること。また、保守サポートの登録を済ませて管理すること。
(16)設置に際しては、美観を損なわぬよう安全性に配慮して行なうこと。
各教室等に設置された情報コンセントから機器までの配線作業を行い、通電及びネットワークへの接続確認を行う。その際、配線を床上に転がす場合は、モール等で保護すること。机間に落とす場合は、結束して足下に露出することが無いようにすること。なお、ＯＡフロアについては、床下に配線を行うこと。
(17)学校からレイアウト変更等個別の要望がある場合、LAN 配線及び電源コンセントの床からの立ち上げ位置に変更がない範囲であれば引き受けること。
(18)システムの稼働に必要となるケーブルや電源タップ等の部材は、すべて費用に含めること。
(19)LAN ケーブルを用意する場合、規格はカテゴリ５ｅとする。なお、LAN ケーブルを敷設する場合は、教育用と校務用が区別できるよう、それぞれケーブルを違う色で統一すること。
(20)各小中学校のセキュリティ装置の LAN 側に教育用及び校務用の VLAN を設定し、各ネットワーク向けの通信制御設定を行うこと。教育用 VLAN からはインターネットの接続のみ、校務用 VLAN からは教育用サーバー、校内ネットワーク、インターネットへの接続、教育用サーバーからは校内ネットワーク、インターネットへの接続を制御する。各幼稚園については、LAN 側は校務用のみとする。各校 WAN 側はインターネット接続と校（園）内ネットワークとの経路制御を行う。インターネット接続には IPS 及びトラフィックシェーピング、ウイルス対策等のセキュリティ機能を設定すること。校（園）内ネットワークへの接続には IPS 及びウイルス対策等のセキュリティ機能を設定すること。
なお、幼稚園については上記設定の他に、既設の無線ＬＡＮアクセスポイントを利用して無線環境を構築し、既設のノートパソコンにインターネットのみ接続できるよう設定を行うこと。
(21)すべての機器及びソフトウェアについてセットアップを行い、最良な状態で稼働できるようにすること。
(22)本システムの稼働に際しては、各校既設の機器との整合性を十分に考慮すること。
(23)すべてのソフトウェアは、利用に際しては媒体の要求が発生しないようにすべての機能をインストールしておくこと。また、納入時点で最新の更新及び修正プログラムを適用しておくこと。ただし、更新及び修正プログラムの適用によって納入する機器又はソフトウェアの動作に支障が出る場合は、教育委員会に対し最適な方法を提示し、協議の上対応を決定する。
(24)各パソコンからは教育や校務に不要と思われる設定及びプログラムを削除しておくこと。アプリケーションが表示する広告等の情報は可能な限り表示しないように設定すること。
(25)教育委員会より別途ソフトウェアのインストール作業を依頼された場合、ライセンスや他ソフトウェアの動作に支障がない限り対応すること。
(26)教育用サーバーに、教育用ネットワークで使用する Active Directory を構築すること。
(27)教職員用ドメイン管理サーバーに、校務用パソコンで使用する Active Directory を構築すること。
(28)各校に導入するウイルス対策ソフトウェアを教育委員会で一元管理できるように TrendMicro Control Manager をインストールし、設定を行うこと。
(29)教育委員会に設置する校務用パソコンのうち、教育委員会が指定する１台に各サーバーの管理機能（ハードウェア監視、SKYSEA Client View 管理コンソール、バックアップ管理、ウイルス対策ソフトウェア管理コンソール等）をインストールし、サーバー等の管理をリモートで行えるように設定すること。

８，研修会

(1) 各校に対し、説明会を実施すること。説明会については１回２時間程度とし、実施回数は、教育用システム研修を各小中学校３回ずつ、校務用システム研修を各校２回ずつとし、１日又は複数日にて実施すること。
(2) 説明会の日程は、各校と打合せの上決定すること。初回の説明会は、完成検査完了後１ヶ月以内に実施すること。ただし、各校の都合によって１ヶ月以内の実施が不可能である場合は、別途調整を図ること。
(3) 説明会に際しては、運用説明・手順書を研修対象となる教職員分（校務用パソコンの台数と同じ数）作成し、各校の教職員に配布すること。また、教育委員会に Microsoft Word、Excel、PowerPoint のファイル形式で編集可能な状態で提出すること。

(4) 研修の内容は、以下の項目を含み、それぞれ上記回数内にて全ての項目を修了すること。

【共通項目】

各パソコンの利用方法、注意事項
ユーザーのログオン方法
共有フォルダの利用方法
故障時の問合せ手順
その他、各校でのシステム運用に際し必要と思われる内容

【教育用システム研修】

コンピュータ室、普通教室、特別教室等での利用方法
プリンタ、プロジェクタ、電子黒板等周辺機器の利用・活用方法
納入したソフトウェアの利用方法（ICT 活用教育支援ソフトウェア、キューブきっず／NEXT）
生徒等用、教師用パソコンの制限の解除／適用方法
システム復元機能の解除／適用方法、ソフトウェアの追加方法等

【校務用システム研修】

職員室、事務室等での利用方法
プリンタ、セキュリティ USB メモリ等周辺機器の利用・活用方法
納入したソフトウェアの利用方法（グループウェア、Office 等）
ソフトウェアの追加方法等

9， 納入後の保守

(1) 納入作業完了後、機器数量、設置先及び設定情報をまとめた文書を作成し、教育委員会に提出すること。
(2) インストール手順書、ネットワーク設定手順書及び各パソコン・サーバーの導入時点のバックアップイメージを作成し、媒体（ＤＶＤ－ＲＯＭ）にて教育委員会に提出すること。
(3) 受注業者は、電話、FAX 及びメールによる保守・運用支援受付窓口を５年間（平成２７年９月１日から平成３２年８月３１日まで）開設し、各校からの本件に関する質問や問合せ、保守対応依頼を受け付けること。
(4) 教育委員会及び各校に窓口の連絡先を周知すること。
(5) 窓口の受付時間は、原則、お盆期間及び年末年始、祝日を除く月曜日から金曜日の午前９時から午後５時までとする。障害等発生時は、迅速な対応を行い、使用可能な状態に復旧すること。
(6) 引渡し完了日から１ヶ月間は、初期不良対応期間として、今回納入する機器の故障やソフトウェア及びシステムの障害について各校から連絡があった際は、速やかに無償での修復措置を執ること。
(7) 機器交換等のため修復に２営業日を超える場合は、教育委員会及び各校と相談の上必要な代替措置を講じ、各校の運営に支障のないよう努めること。納入機器の操作等について各校からの問い合わせがあった場合、迅速に対応すること。
(8) 初期不良対応期間の経過後に発生した機器及びソフトウェアの故障やシステムの不調に対して、それぞれの機器が設けるメーカー保証期間を問わず５年間（平成２７年１０月１日から平成３２年８月３１日まで）、修理及び復旧の対応を実施すること。その際、授業等に支障のある場合は、障害が復旧するまでの間正常に運用できるよう対応することとし、対応にかかる費用は、受注業者が負担すること。
(9) 機器、ソフトウェア及びシステムの保守・運用支援として以下の対応を実施すること。これらにかかる費用は、受注業者の負担とする。

今回調達する機器のハードウェアが原因による修理
教育委員会が別件にて調達する機器の障害原因切り分けと教育委員会への報告
機器のハードウェアが原因ではない障害及び不具合の解消
ソフトウェア及びシステムの意図しない動作による障害の解消

(10) 納入した全てのハードウェア及びソフトウェアの保守については、メーカーが保証する期間内は受注業者が障害内容を把握し、メーカー連携の下責任をもって修復すること、ただし、サーバー、プリンタについては、メーカー又はメーカー系保守会社による５年間のオンサイト保守を実施することとし、障害発生時は、その手配も行うこと。なお、ハードウェアの修理交換後、導入初期状態まで復旧すること。

(11)以下の事項に該当する障害は、保守の対象外とする。ただし、各校から相談を受けた際には可能な限り誠実に対応すること。その際、有償サービスが必要な場合は、教育委員会に相談の上承認を得ること。

故意又は事故（落下、盗難、水没等）による破損、故障

メーカー純正又は受注業者が指定したもの以外の消耗品を利用したことによる故障

メーカーが定める消耗品（UPS のバッテリ、レーザープリンタのトナー、プロジェクタのランプ）の提供

１０，　その他

(1) 前項の１から９までの指示事項を参考に入札書を提出すること。

(2) 本件にかかる機器等の代金及び保守料については、リース業者からの一括前払いとする。なお、詳細については、受注業者とリース業者との間で協議の上決定すること。

(3) リース業者は、４月上旬に決定し、本市とリース業者と納入業者との三者による契約を締結する。
（契約期間　平成２７年9月１日から平成３２年８日３１日まで）

(4) 本仕様書に定められていない事項、その他疑義がある場合は、その都度教育委員会と協議の上明確化するものとし、受注業者の一方的な解釈によって判断してはならない。

(5) 本件において知り得た個人情報並びにコンピュータシステムの情報及び設定等、また本件において実施した作業に関する一切の情報を第三者へ漏洩又は不当な目的に使用してはならない。本事業に関する情報の漏洩、滅失、紛失等の事故が発生した場合は、直ちにその状況を教育委員会に報告し、教育委員会の決定により解決すること。また受注業者は事故への対応後、速やかに報告書を教育委員会へ提出すること。これに違反して本市又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。教育委員会が受注業者の違反行為に付き、第三者から損害の賠償を求められたときも同様とする。

(6) 現地調査が必要な場合は、各校と調整の上現地確認を行うこと。

【現地下見期間】　平成２７年３月６日（金）から平成２７年３月１３日（金）まで

片塩小学校　22-0151　高田小学校　22-0251　土庫小学校　22-0351　浮孔小学校　22-0451

磐園小学校　22-0551　陵西小学校　22-0651　菅原小学校　22-0751　浮孔西小学校　53-0313

高田中学校　22-0851　片塩中学校　22-0951　高田西中学校　22-7851

※幼稚園については、無線ルータ（Buffalo WHR-600D）のみ既設

(7) 仕様書に関する疑義については、下記まで e-mail により送付のこと。

質疑締切日時　平成２７年３月１８日（水）　正午まで　（時間厳守）

質疑回答日時　平成２７年３月２０日（金）　午後５時まで

【e-mail 送付先】　大和高田市教育委員会事務局　教育総務課　担当：柏田

soumu@yamatotakada-kyouiku.com